

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年 2月 10日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構 鹿児島医療センター院長 花田 修一

## 1. 調達内容

### (1) 調達件名及び数量

- ①食料品（乾物・冷凍）押麦 外262件 別紙内訳書のとおり
- ②食料品（備蓄） 薄力粉1等 外61件 別紙内訳書のとおり

### (2) 調達物品の特質等

別紙内訳書のとおり

### (3) 納入期間

平成28年 4月 1日 ～ 平成28年 9月 30日

### (4) 納入場所

国立病院機構鹿児島医療センター 指定場所

### (5) 入札方法

(2)の品目ごとにそれぞれ入札に付する。

- ①入札金額については、(2)の品目ごとにそれぞれの単価を記入すること。
- ②入札金額については、納入に要する一切の費用を織り込んだ上で各品目の単価を記載すること。
- ③なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書及び入札内訳書に記載すること。

## 2. 競争参加資格

入札参加の条件は、次のとおりとする。

- (1) 契約細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用

人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
  - 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
  - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - 八 前各号に類する行為を行なった者
- 2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の期間その他必要事項は、別に定める。

(3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」A、B、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有するものであること。

(4) 別紙に定める食糧品検収規定を熟知し、これを契約期間中十分に履行することができる者であること。

(5) 契約期間中十分に契約を履行することができる者であること。

### 3. 入札書の提示場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合わせ先  
〒 892-0853  
鹿児島県鹿児島市城山町8番1号 国立病院機構鹿児島医療センター  
契約係 田上 孝二 TEL 099-223-1151

(2) 入札書の受領期限 平成28年 3月 1日 17時00分

(3) 開札の日時及び場所

- ①平成28年 3月 2日 15時00分 会議室（小）
- ②平成28年 3月 2日 15時30分 会議室（小）

### 4. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本広告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

契約の第一交渉権者が決まった場合は、直ちにその者と交渉し、契約価額を決定する。ただし、その交渉が不調又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うことがある。

(6) 詳細は入札説明書による。